



申10号「ワンマン運転の拡大について」に関する申し入れ第1回交渉を行う!③

第9項 運転士が定位置で乗降の確認ができる設備の整備を前提とすること。

《確認事項》

- ・通常時に運転士が定位置で乗降の確認ができる設備を前提として整備している。

第10項 ホームが無い箇所でドアが開かない設備を設けること。

《確認事項》

- ・停止位置を確認してドア扱いをすることが基本になる。
- ・共通してホームと反対側のドアが開かない設備を整備する。
- ・中・長編成は現時点ではホーム検知を整備することが基本的な考え方である。

第11項 ホームドアを設置する場合は有人駅とすること。

(組合の主張)

- ・ホームドアを設置する駅は、利用者数が多い駅である。有人駅であることが、安全・サービス両面から必要である。
- ・ホーム上のお客さまと列車を物理的に遮蔽することが前提だ。ホームドアは有人管理とすべきだ。

(会社の主張)

- ・ホームドアの設置駅で一部無人駅等の実態もある。有人駅でなければいけないという認識はない。
- ・ワンマン運転時における、ホームドアの故障対応は検討していく。

第12項 無線通話不能区間及び難聴区間を解消すること。

《確認事項》

- ・ワンマン列車においては運転士が駅や指令と連絡できる整備を行ったうえで実施する。難聴区間が解消されないままワンマン運転の拡大を行わない。

第13項 避難・誘導等に使用する機材(はしご・照明器具等)を各車両に配備すること。

《確認事項》

- ・避難・誘導等にお客さま自身が扱えるはしごを整備する。
- ・拡声器、ラジオ、懐中電灯など従来の車両搭載品の考え方は変わらない。

第14項 異常時や災害時におけるお客さまの避難方法等の表示を行うこと。

《確認事項》

- ・車両に搭載するはしごは、避難はしごだと分かる表示をする。また、鍵は掛けずに封印等をしてお客さまが扱える状態にする。
- ・線区の特情を踏まえて駅への表示を検討していく。
- ・お客さまが扱えるはしごについての使用方や避難・誘導について、乗務員に対しての必要な教育・訓練を行う。

(組合の主張)

- ・異常時や災害時にお客さまがパニックにならるように日常的に周知すべきだ。

次回交渉は11月6日に15項～行います。